

袖ヶ浦市成年後見制度  
利用促進基本計画(改訂)(案)

令和6年 月

袖ヶ浦市

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的.....	0 1
2 成年後見制度について.....	0 2
3 計画の位置づけ.....	0 3
(1) 国の基本計画との関係	
(2) 市の他計画との関係	
4 計画の期間.....	0 4
5 国内における成年後見制度関係資料.....	0 5

## 第 2 章 成年後見制度利用に関する現状と課題

1 成年後見制度に係る本市の取組と現状	
(1) 成年後見制度の普及啓発 .....	0 9
(2) 成年後見制度の相談件数及び新規利用契約者数の件数の推移 .....	1 0
(3) 成年後見関係事件の申立件数及び利用者数の推移.....	1 1
(4) 市長申立の実施 .....	1 2
(5) 制度利用費用助成.....	1 2
(6) 法人後見事業.....	1 3
2 市民に対するアンケート結果.....	1 4
3 成年後見制度の利用促進における課題.....	1 6

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	1 7
2 計画の基本目標.....	1 7
3 施策の体系と取組内容	
【施策1】制度の普及と取組内容.....	1 8
【施策2】権利擁護支援の地域ネットワークづくり.....	1 9
【施策3】担い手の確保・育成と活躍支援の推進.....	2 1
4 事業の取組目標.....	2 1

### 第4章 計画の推進

1 計画の推進体制.....	2 2
2 計画の点検と評価.....	2 2



# 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（改訂）

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

現在、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年問題）を間近に控え、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなど、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。

そのような中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な取組がなされています。

一方で、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的孤立状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上的障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28年に施行し、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画）」を策定しました。

また、促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことを努力義務としています。

本市におきましては、令和3年度に「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「高齢者福祉計画」という。）」にあわせて策定しましたが、高齢者福祉計画が令和6年3月をもって計画期間が満了となることから、現状を踏まえ一部改訂を行ったうえで現計画を2年間延長し、令和8年度の次期地域福祉計画の策定にあわせ、統合してまいります。

## 2 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

### ■成年後見制度の種類■

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### ◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

#### ◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

### ■後見、補佐、補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為	法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

### 3 計画の位置づけ

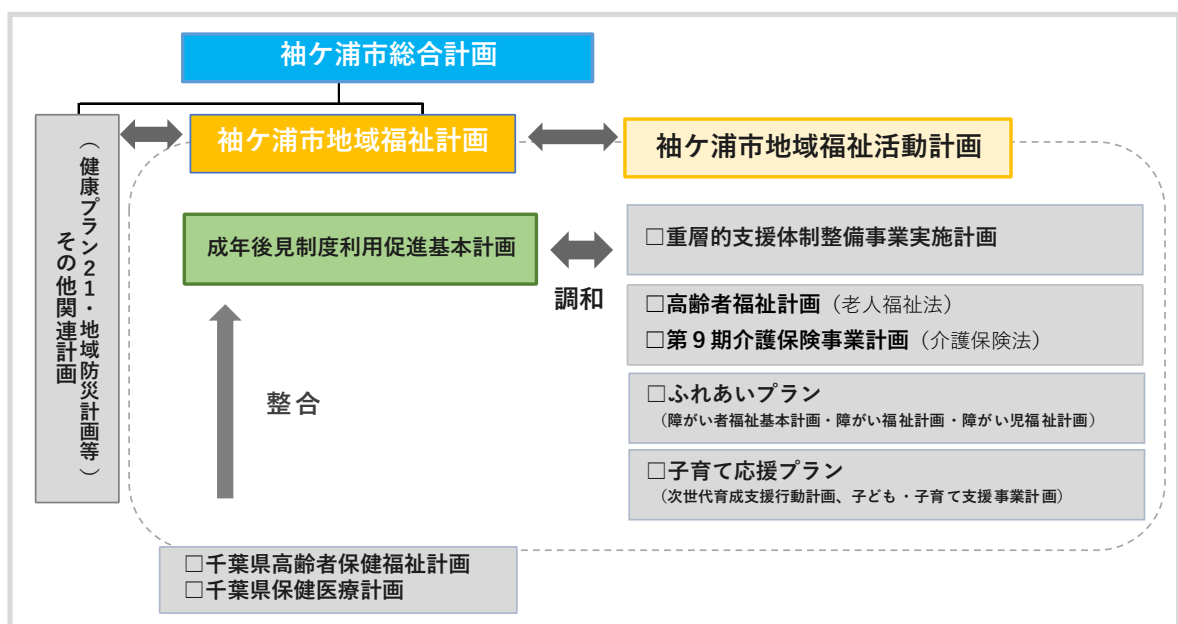
本計画は、促進法第14条第1項に規定する市町村計画として策定する計画です。地域福祉計画（第4期）への統合を見据え、現計画の改訂を図るものです。

#### (1) 国の基本計画との関係

本計画は、促進法第14条第1項に規定する基本的な計画として位置づけており、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（第二期計画 令和4年度から8年度）との整合性を図り、本計画を策定します。

#### (2) 市の他計画との関係

##### ■本計画の位置づけ■



#### 4 計画の期間

当初計画の満了期間を2年間延長し、令和3年度から令和7年度までの5年間で計画期間とします。

計画名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	基本構想(12年間)											
総合計画	前期基本計画					後期基本計画						
実施計画	第1期		第2期			第3期			第4期			
① 地域福祉計画	第3期					第4期						
② 本計画(改訂)						計画延長						
③ 高齢者福祉計画(現計画)	第7期	成年後見制度利用促進計画 第8期			第9期		第10期			第11期(～R14)		
重層的支援体制整備事業					移行	(仮)重層計画						
ふれそ あ い が プ ラ ン	障がい者福祉基本計画	第3期(H30～)			第4期					第5期(～R17)		
	障がい福祉計画	第5期	第6期		第7期		第8期		第9期			
	障がい児福祉計画	第1期	第2期		第3期		第4期		第5期			

※③高齢者福祉計画・介護保険事業計画……………③高齢者福祉計画  
(第7章 成年後見制度利用促進基本計画)……………(現計画)→ ②本計画(改訂)



## 5 国内における成年後見制度関係資料

### 成年後見制度の利用状況等

#### 成年後見制度の利用者数の推移(平成29年～令和4年)

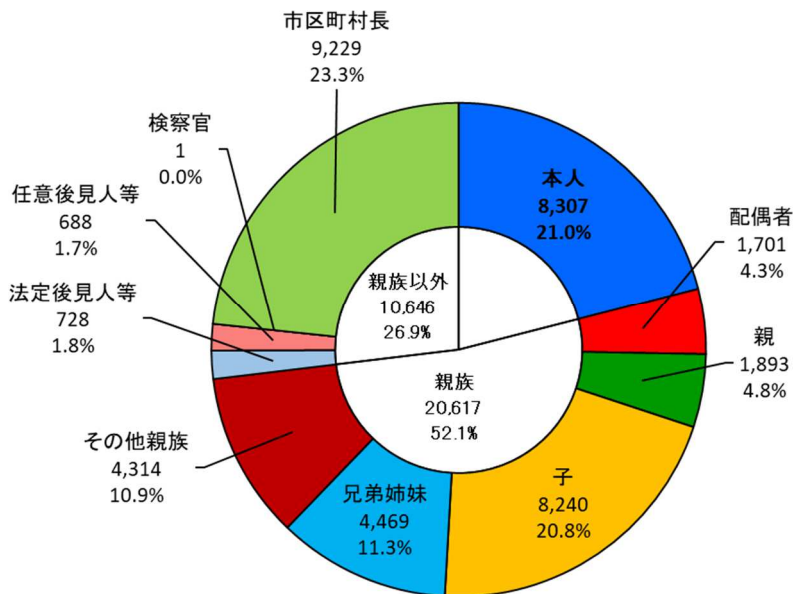
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和4年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約72.8%、保佐の割合が約20.0%、補助の割合が約6.1%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

(単位:人)



#### 申立人と本人との関係別件数(令和4年)

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人(約21.0%)、本人の子(約20.8%)の順となっている。



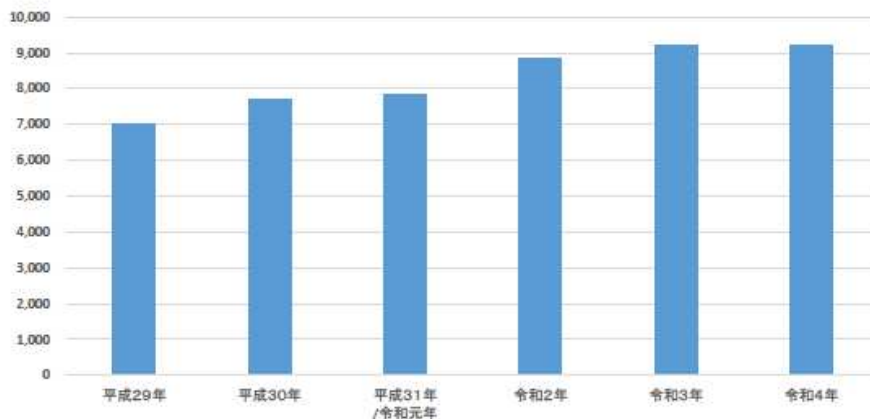
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 市区町村長申立件数の推移(平成29年～令和4年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和4年は全体の約23.3%となっている。

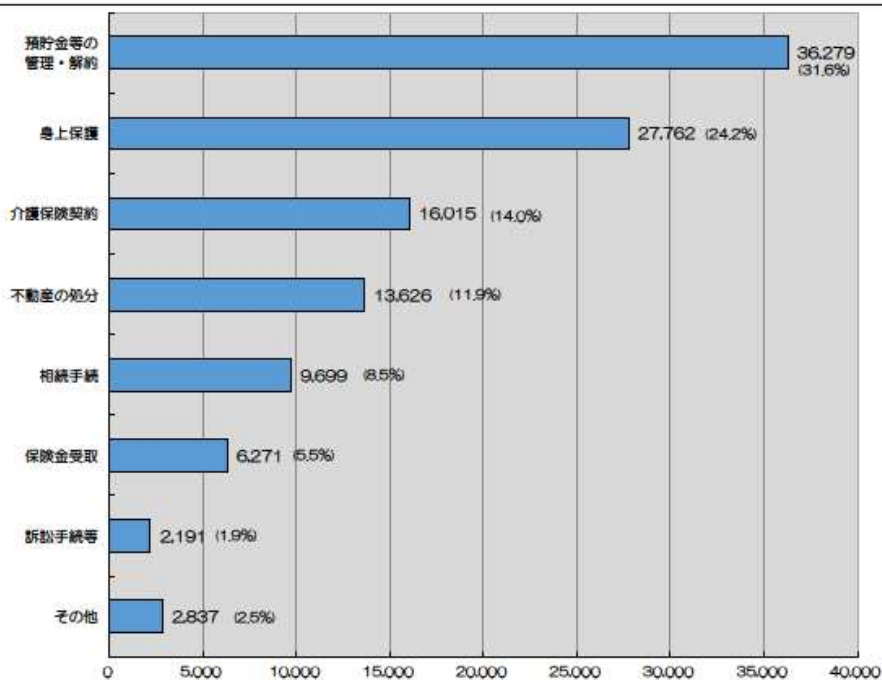


	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市区町村長 申立件数	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
総数に 占める割合	19.8%	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%
総数	35,486	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

## 申立ての動機別件数(令和4年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



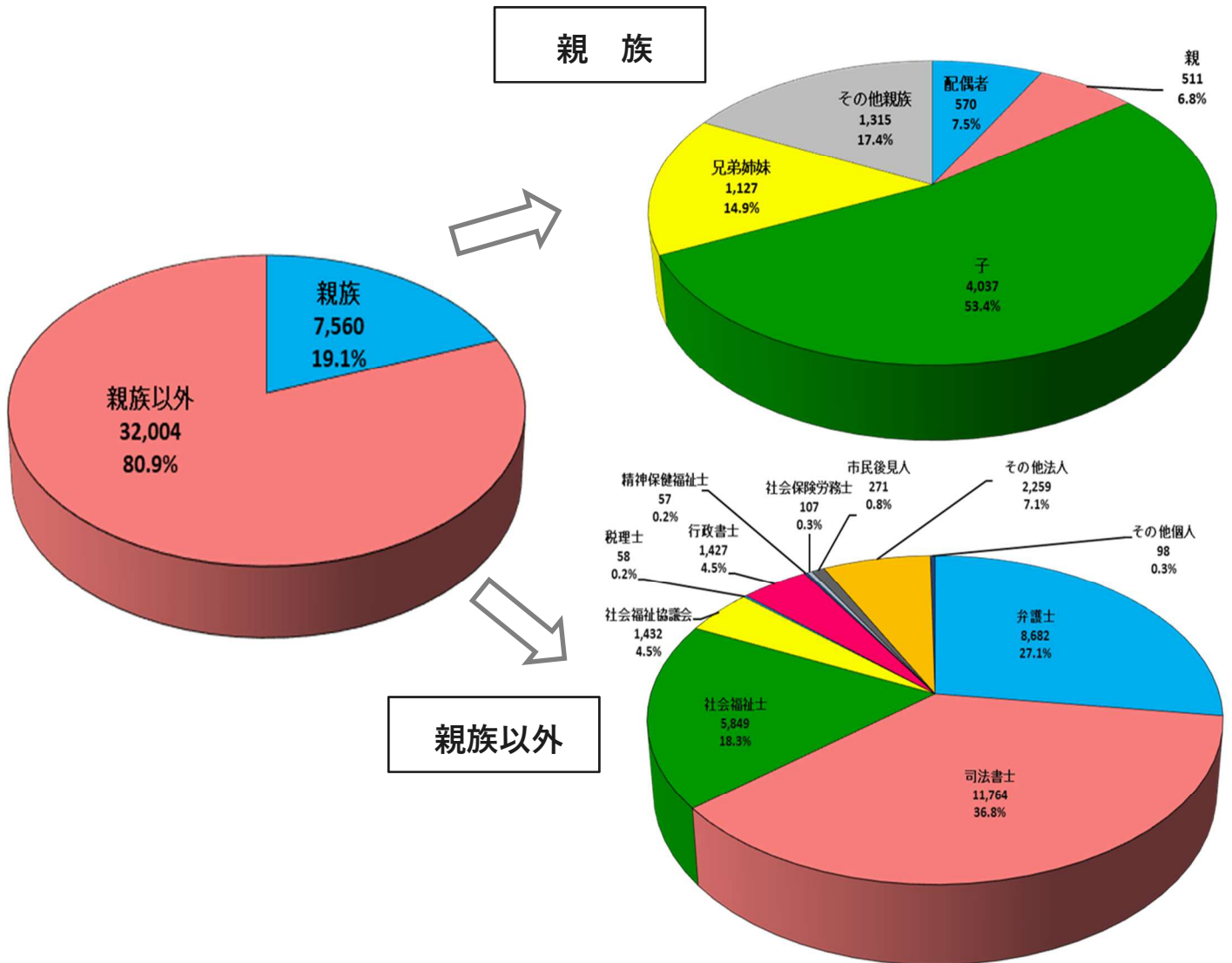
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(件)

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 成年後見人等と本人との関係別件数(令和4年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,560件(全体の約19.1%)、親族以外の第三者が選任されたものが32,004件(全体の約80.9%)となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。  
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

※図表に一部表記の追記あり

## 成年後見制度の利用に係る費用等について

### ○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・申立手数料… 収入印紙800円  
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・登記手数料… 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・送達・送付費用… 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・鑑定費用… 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)  
※ 令和4年に鑑定を実施したものは全体の約4.9%

### ○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のみやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のみやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

#### ⇒基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

#### ⇒付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。  
また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 第2章 成年後見制度利用に関する現状と課題

### 1 成年後見制度に係る本市の取組みと現状

#### (1) 成年後見制度の普及啓発

市及び社会福祉協議会のホームページやチラシを活用し、成年後見制度や市の助成制度、また日常生活自立支援事業についての周知に取り組んでいます。また、専門職や民生委員を対象とした研修を実施しています。

#### ■ 普及啓発活動について ■

啓発活動区分	啓発内容
チラシ・パンフレット	医療・福祉関係事業所等へチラシ・パンフレットの配布
広報紙	成年後見制度・相談窓口・中核機関等の記事
	市民後見人養成講座の受講生募集や実施状況等を掲載した記事
ホームページ	専門職・地域団体向けの研修会の実施状況等を掲載した記事

## (2) 成年後見制度の相談件数及び新規利用契約者数の件数の推移

成年後見制度の普及啓発活動等により、相談件数は増加傾向にあります。

### ■ 成年後見制度に関する相談件数の推移 ■

(単位 件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度	33	56	31	84	※74
日常生活自立支援事業	4	7	7	29	※24

令和3年度までは、高齢者支援課で集計したもの

※令和5年9月末

令和4年度からは、中核機関で集計したもの

(地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会)

### ■ 日常生活自立支援事の新規利用契約者数の件数の推移 ■

(単位 人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	11	21	26	25	※26
(新規・解約者数)	(2・0)	(6・0)	(8・5)	(7・6)	※(7・6)

社会福祉協議会で集計

※令和5年9月末

### ●袖ヶ浦市内の相談窓口

権利擁護支援と関係のある相談機関において、専門的な相談支援を行っています。

相談機関名	相談内容	連絡先
袖ヶ浦市社会福祉協議会 (権利擁護係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度に関する広報啓発、相談</li> <li>市民後見人の育成、支援、活用</li> <li>後見人支援</li> <li>法人後見事業</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>	0438-63-3891
袖ヶ浦市基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等や家族への総合的・専門的な相談支援</li> <li>権利擁護事業 (成年後見制度利用支援、虐待防止)</li> <li>その他生活支援</li> </ul>	0438-62-3334
袖ヶ浦市地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の介護や生活に関する相談支援</li> <li>権利擁護事業 (成年後見制度利用支援、虐待対応・虐待防止等)</li> <li>認知症総合支援事業</li> <li>その他</li> </ul>	0438-62-3225
長浦地区地域包括支援センター		0438-53-8671
平川地区地域包括支援センター		0438-40-5994
袖ヶ浦市自立相談支援室 (そでさぽ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業</li> </ul>	0438-53-8840



### (3) 成年後見関係事件の申立件数及び利用者数の推移

#### ●成年後見関係事件申立人数

成年後見関係事件件数については、令和元年度から3年度までは27～29件で推移していましたが、令和4年度以降、申立人数が減少しています。

#### ■ 成年後見関係事件申立件数の推移 ■

(単位 人)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定後見	後見開始	23	22	24	19	※7
	保佐開始	4	4	5	3	※3
	補助開始	1	0	0	1	※0
任意後見（監督人選任）		0	1	0	1	※0
計		28	27	29	24	※10

資料：千葉家庭裁判所

※令和5年9月末

(注) 被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

#### ●成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数については、法定後見のうち、後見の利用者数が保佐、補助の利用者に比べて非常に多くなっています。成年後見、任意後見を合わせた利用者数は、300～311人の範囲で推移しています。

#### ■ 成年後見制度利用者数の推移 ■

(単位 人)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定後見	後見	264	267	259	254	※251
	保佐	31	36	38	40	※44
	補助	5	6	6	5	※6
任意後見		0	2	3	3	※2
計		300	311	306	302	※303

資料：千葉家庭裁判所

※令和5年9月末

(注) 被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

#### (4) 市長申立の実施

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

##### ●市長申立件数

市長申立件数については、後見について概ね年間5件以上の実績で推移しています。

##### ■ 市長申立件数の推移 ■

(単位 人)

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
後見	1	5	3	8	2	6	2	6	※0	※5
保佐	0	1	1	2	1	2	0	1	※0	※0
補助	0	1	0	0	0	0	1	0	※0	※0
計	1	7	4	10	3	8	3	7	※0	※5

高齢者支援課、障がい者支援課 で集計したもの

※令和5年9月末

#### (5) 制度利用費用助成

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱に基づき、費用助成を行っています。

##### ●費用助成件数

費用助成件数については、件数は少ないものの一定の実績が続いています。

##### ■ 費用助成件数の推移 ■

(単位 件)

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
申立費用	2	2	3	4	2	4	1	6	※0	※5
後見等報酬	0	0	5	2	5	7	10	7	※3	※3

高齢者支援課、障がい者支援課 で集計したもの

※令和5年9月末



## (6) 法人後見事業

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を令和2年度から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

### ■ 法人後見事業における受任件数の推移 ■

(単位 件)

事業名	R1	R2	R3	R4	R5
法人後見事業		4	2	7	※5

社会福祉協議会 で集計したもの

※令和5年9月末

## 2 市民に対するアンケート結果

障がい者支援課では、令和5年度をもって計画期間満了となる「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」に代わる新たな計画の策定に当たって、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や計画推進に役立てる基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

また、高齢者支援課では、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

このうち、成年後見制度についてたずねた調査の概要は次に示すとおりです。

### ■ 調査の実施概要 ■

項目	内 容	
	「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」 及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」 のアンケート結果	「袖ヶ浦市高齢者福祉計画 ・第9期介護保険事業計画」 のアンケート結果
調査対象	①障害者手帳又は自立支援医療受給者証をお持ちの方	①一般高齢者等（要介護認定を受けていない65歳以上、要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者） ②要介護1～2認定者 ③要介護3～5認定者 ④第2号被保険者（40～64歳）
配布数	3,500 票	3,387 票
有効回収数 (有効回答率)	1,794 票 (44.85%)	2,104 票 (62.1%)
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和4年12月	令和4年12月

## ■ 調査結果 ■

### 「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」 のアンケート結果

成年後見制度を知っているかたずねたところ、

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 「知っている。目的や内容についても理解している」 | 25.2%       |
| ② 「知っている。しかし目的や内容は知らない」    | 23.8%       |
| ③ 「知らない」                   | 44.7% であった。 |

### 「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」のアンケート結果

成年後見制度を知っているかたずねたところ、

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 「知っている。目的や内容についても理解している」 | 28.8%       |
| ② 「知っている。しかし目的や内容は知らない」    | 34.1%       |
| ③ 「知らない」                   | 30.9% であった。 |

また、障がい者福祉基本計画等のアンケートでは、成年後見制度の相談窓口を知っているかたずねたところ、

「知っている」 23.2%

「知らない」 70.2% であった。

さらに、一般高齢者、要支援1・2、第2号被保険者（40～64歳）を対象とし市民後見制度を知っているかたずねたところ、

「知っている」 15.1%

「知らない」 80.0% であった。

このようにアンケート結果から、成年後見制度の概要や相談窓口を知っていると答えた人の割合は、約4人に1人で認知度の低い状況が浮かび上がった。

### 3 成年後見制度の利用促進における課題（現状記載）

本市の現状を踏まえ、成年後見制度の利用促進を進めるための課題としては、以下の点が挙げられます。

課 題	<b>①成年後見制度について、市民や支援関係者に十分に知られていない。</b>
	国の第二期基本計画では、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でない指摘されています。本市においても、制度自体の複雑さなどから、成年後見制度は多くの市民にとって身近なものではないと考えられます。制度自体の理解や、どのような場合に制度が役に立つのかについて、広く周知・啓発を行うことに加え、支援関係者には、制度利用の効果や留意点を浸透させる必要があります。
	<b>②権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれる。</b>
	単身高齢者・高齢者のみの世帯、また身寄りのない高齢者が増加していることや、障がいのある人を見守る家族の高齢化が進んでいることなどから、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。 本市においては、令和4年度に成年後見制度の利用促進のための中核機関を整備し、制度を効果的に活用して円滑に支援を進める仕組みづくりとして、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築に努めてまいりました。 増加する支援のニーズに対応していくためにも、中核機関を中心に地域連携ネットワークの更なる構築・活用を図っていく必要があります。
<b>③制度の利用を支える成年後見人等の担い手が不足している。</b>	
全国統計資料 [ 成年後見人等の本人との関係別件数（令和4年） ]（P7参照）のように、専門職のうち、弁護士・司法書士・社会福祉士の需要が高まる中、県南地域においてはその専門職の数が限られているため、後見人等を受任できる他の専門職や社会福祉協議会をはじめとした法人後見等受任団体との更なる連携強化が必要となります。 また、新たな担い手として期待される市民後見人等は、全国的にも少数ではありますが、本市としても引き続き市民後見人を養成する支援体制の充実が求められております。	

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

促進法第3条（基本理念）において、において、成年後見制度の利用の促進は、

- ① 「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」
  - ② 「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」
  - ③ 「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」
- の3つを踏まえて行うこととされています。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

#### ■ 基本理念 ■

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指します。

### 2 計画の目標

誰もが住み慣れた地域において、個人としての尊厳が重んぜられ、その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。

### 3 施策の体系と取組内容

#### 【施策1】制度の普及と取組内容

個別事業等		取組み内容	担当
1	制度の普及啓発事業(継続)	成年後見制度や日常生活自立支援事業、任意後見制度に関するチラシ・パンフレットを作成し、住民や、医療・福祉等の関係機関へ配布します。 また、ホームページや広報紙に制度に関する情報を掲載します。 住民や専門職向けに講演会や研修会を実施し、周知を図ります。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
2	費用助成事業(継続)	申立人が市長または親族等を問わず、必要な人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
3	市長申立の適正な実施(継続)	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立を行う親族がいない人については、中核機関が開催する権利擁護支援定例会議にて支援方針を検討し、必要に応じて市長による後見等の申立を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
4	日常生活自立支援事業(継続)	障がいのある人や高齢者で、判断能力が比較的保たれている人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下が見られた場合は、権利擁護支援ケース検討会議及び定例会議にて成年後見制度の利用の必要性を検討のうえ、法定後見制度の利用につなぎます。	社会福祉協議会

## 【施策2】 権利擁護支援の地域ネットワークづくり

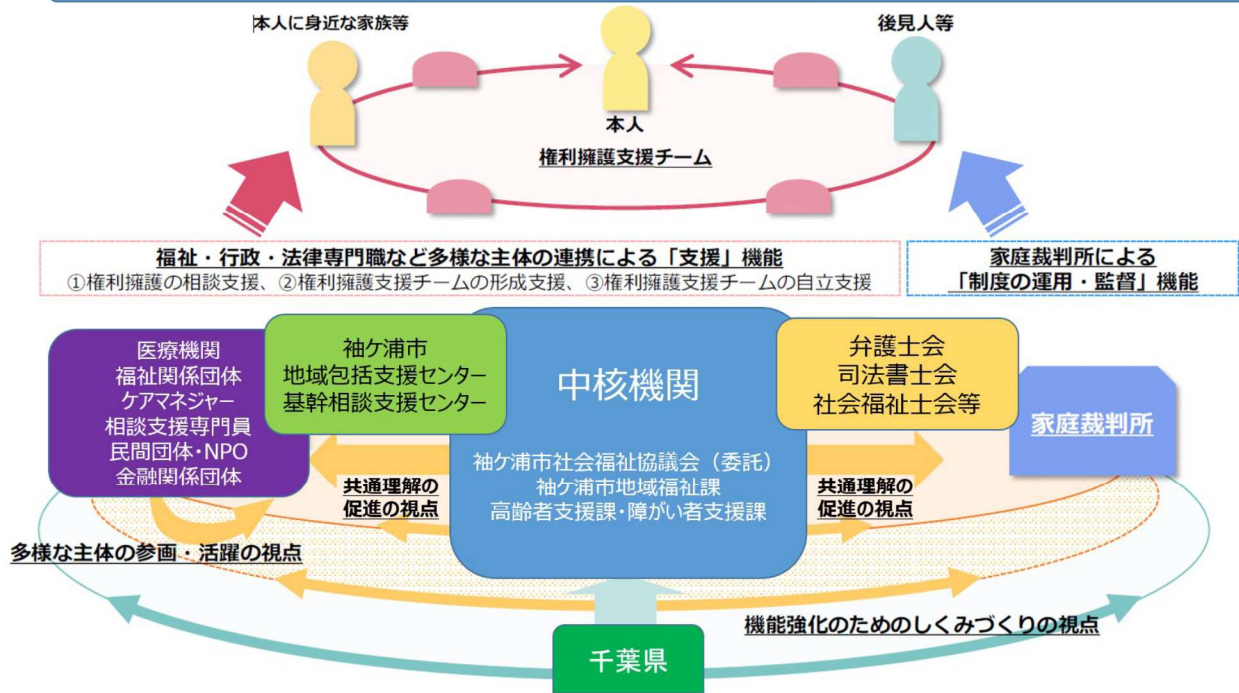
権利擁護支援を必要とする人が、地域社会の一員として尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、地域社会がそのような人に気づき、必要に応じた支援に結びつけ、本人の意思を尊重した支援を継続する地域の仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められます。

この地域連携ネットワークの中核を担う「中核機関」は、市が令和4年度に整備し、市及び社会福祉協議会によって運営しております。

今後は、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」など、権利擁護支援を行う3つの場面を念頭に、現在の取り組みを展開しながら地域連携ネットワークづくりの機能強化に努めます。

個別事業等	取り組み内容	担当
1 中核機関の運営 (継続)	<p>中核機関は、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能を有します。</p> <p>成年後見制度を必要とする人がスムーズに制度を利用することができるよう、制度の周知、相談窓口の明確化、後見人の受け皿の充実等の環境整備など、各事業の取り組みを行うほか、市と社会福祉協議会との連携・協力のもと、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の運営を行います。</p>	<p>地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会</p>
2 協議会の運営 (継続)	<p>地域連携ネットワークの構築を推進する協議会として、「権利擁護支援定例会議」及び「権利擁護推進会議」を実施します。</p> <p>「権利擁護支援定例会議」は、司法・医療・福祉の専門職アドバイザー及び中核機関職員により、権利擁護支援を必要とする対象者について支援方針と後見人候補者に関する事項等の検討・協議を行う会議です。</p> <p>「権利擁護推進会議」では、これらの専門職及び金融機関等の関係機関の連携体制を構築し、権利擁護支援における市の課題等について、協議及び提言を行います。</p> <p>地域の多様な主体の連携・協力関係を進めるため、これらの協議会の活用を関係機関に周知するなど、運営機能の強化に努めます。</p>	<p>地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会</p>

## 地域連携ネットワークとその中核となる機関のイメージ



※権利擁護支援の地域連携ネットワークは、支援が必要な人を地域や関係機関が支える「権利擁護支援チーム」、関係機関の連携・協力を進めるための「協議会」、個別支援や協議会が適切に実施されるようネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関となる「中核機関」からなる。

### ■地域連携ネットワークのイメージ■



### 【施策3】 担い手の確保・育成と活躍支援の推進

社会福祉協議会による法人後見事業により後見人等の受け皿を増やします。

また、市民後見人養成研修を実施し、研修終了者に対するフォローアップ研修や、権利擁護支援の実務経験等を行うことで資質の向上を図り、将来的に市や社会福祉協議会の支援を受け市民後見人として活動する体制を構築するなど、地域における需要に対応できる体制を目指します。

個別事業等		取り組み内容	担当課
1	法人後見事業 (継続)	成年後見人等の受任の受け皿として、令和2年度から実施している法人後見事業を継続します。法人として成年後見人等を受任することで、後見等業務の持続性を高めるとともに、信頼性を確保します。 また、福祉的ニーズの高いケースに係る事案についても対応します。	社会福祉協議会
2	権利擁護人材の 育成・支援事業 (拡充)	市民後見人養成研修と研修終了者に対するフォローアップ研修を実施します。 養成研修の受講を終了した人に対し、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員を依頼するなど、市民後見人となるうえで活動の場を広げる取り組みを行います。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会

## 4 事業の取組目標

この課題の解決に向け、3つの施策と各個別事業を実施します。  
また、数値目標を設定している事業は、以下のとおりです。

### ■ 事業の取組目標 ■

個別事業	取組項目	単位	区分	R3	R4	R5	R6	R7	
【施策1-3】 成年後見制度利用支援事業 (市長申立の適正な実施)	市長申立の 実施人数	人	計画	障	6	6	12	3	5
				高	20	25	25	12	14
				計	26	31	37	15	19
			実績	障	3	3	0		
				高	8	7	5		
				計	11	10	※5		
【施策1-4】 日常生活自立支援事業	新規利用 契約者数	人	計画	4	4	4	6	6	
			実績	8	7	※7			
【施策3-1】 法人後見事業	新規受任件数	件	計画	3	3	3	5	5	
			実績	4	2	※7			
成年後見制度の概要や 相談窓口に関する認知度	認知度	%	計画	障				-	28.0
				高				-	30.0
			実績	障	×	25.2	×		
				高	×	28.8	×		

×住民意識調査未実施

※令和5年9月末

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、袖ヶ浦市が策定し、袖ヶ浦市と袖ヶ浦市社会福祉協議会で構成する中核機関が中心となり、後見実施機関等の関係各機関と連携して推進します。

#### ■計画の推進体制■

- (1) 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
- (2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉法人、NPO 法人等）
- (3) 医療・介護・福祉・法律関係者

### 2 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、令和7年度において、地域における制度利用の状況や取組の進捗状況を踏まえ、毎年の進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。

その結果を基に、PDCA サイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

